

項 目	音声出力信号の解釈について
<p>1 内容</p> <p>電気用品の範囲等の解釈中、Ⅲ 特定電気用品以外の電気用品 9. 電子応用機械器具関係の(4)において「その他の音響機器」の解釈(※)が述べられていますが、その中の「音声出力信号」をどのように解釈したらよいですか。</p> <p>※</p> <p>(4) BSチューナー、CSチューナー、DVDプレーヤー、DVDレコーダー、HDDレコーダー等であって、音声出力(ヘッドホン又はスピーカー等を接続することで聴取可能な信号に限る。)端子を有し、内蔵スイッチ又は有線若しくは無線で接続された外部機器からの信号等によって単独で動作するものであるときは、「その他の音響機器」と解釈し、対象として取り扱う。</p>	
<p>2 回答</p> <p>解釈中の「ヘッドホン又はスピーカー等」は、電気信号を聴覚により聞き取ることができるように変換する機能を持つものを指し、特性(インピーダンス、再生周波数帯域、音質等)については限定していません。</p> <p>したがって、「音声出力信号」とは、「ヘッドホン又はスピーカー等」を音声出力端子に接続することで聴取できる周波数のものを指します。</p>	